

諮問番号：令和4年度諮問第40号
答申番号：令和5年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年9月16日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 裁判例について

令和2年6月8日東京高等裁判所判決（判例タイムズ1478号31頁。以下「令和2年東京高裁判決」という。）は、①「生活保護法63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。」、②「同条〔法第63条〕が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、まず自身の資産を活用することを求める保護の補足性の原則（同法4条1項）を踏まえて、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという同法の目的（1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。」、③「後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者であれば保険給付の対象となる医療費の負担は自己負担割合を限度とされており、高額療養費の支給によりその負担が更に軽減されているところ、法律上、被保護者にあつては、後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者から除外されている。一般的な保護の要件を満たした者にあつては、その医療費は医療扶助として保護の対

象となり公費で賄われるため、その返還を求められるなどして負担が生じることはないが、Aのように資力を有しながら当面その活用ができず、急迫の事情があるとして保護を開始された者にあつては、本件返還決定のように全額の返還が求められた場合、後期高齢者医療の被保険者となった後も、事後的にその填補を受けるなどの法律上の手当てがなく、他にその負担を求償・転嫁する手段も存在しないため、被保護者がその全額を最終的に負担する結果となって、その不利益は著しいものとなり得る。」、④「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要することが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るといえることができる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていることに鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。」、⑤「ところが、本件において、担当ケースワーカーは、Aに対して保護を開始するに当たり生活保護法63条の返還義務について説明はしているものの、Aは認知症が進行しており早期の成年後見申立てを要する状況にあつたというのであるから、保護の開始に伴い、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能又は困難な状況にあり、この点についてAの理解が得られていたとは認め難い。結局、Aにあつては、同人の意思とは関係なく、後期高齢者医療等の適用除外となつて多額の医療費が発生しており、仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものといえるべきであるから、こうした事情は同条の返還する額を定める上で当然に考慮されるべきものと解するのが相当である。」とした上で、⑥「本件返還決定は、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることになるのに、Aに対してこの点についての説明がされておらず、少なくともその理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものである」から、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。」と判示している。

処分庁は、本件は、申請に基づき保護が開始されたもので、職権による保護ではない旨主張するが、令和2年東京高裁判決の眼目は、上記④であり、この考えは、職権による保護のみに妥当するものではない。

(2) 本件処分の違法性について

審査請求人は、令和2年4月30日付けで法による保護が開始され、同年6月に、〇〇〇との診断があり両目の手術を受けたが、保護の開始申請時点から当該手術終了に至るまで、処分庁から、年金等の資産があった場合には、法第63条に基づく返還決定が行われることや、医療扶助に係る返還額が多額になることなどの説明（以下「費用返還に係る説明」という。）は一切なかった。

なお、処分庁は、①令和2年4月30日に、年金等の資力がありながら保護を受けた場合には医療費を含む生活保護費は遡って返還決定になる旨記載している生活保護のしおり（以下「しおり」という。）を用いて説明をし、②同年6月29日に審査請求人が処分庁に来所した際にも、支払った医療費を含む保護費は全額返還になることを重ねて説明した旨主張する。

しかしながら、処分庁が具体的に何を説明したのかが重要である。

令和2年東京高裁判決は、後期高齢者医療保険を利用すれば自己負担額は1割で済むことに対し、医療扶助を利用した上で返還を求められれば、自己負担額が10割となることが実質的には不利益を課す処分であって、自己負担額が10倍になる点において、その不利益の程度も顕著であり、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解を得られていることが、その不可欠の前提であることを示すものである。

そうすれば、単に請求した医療費は全額返還になるということを説明しただけでは、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解を得られていると評価し得ない。そして、処分庁が令和2年4月30日及び同年6月29日に審査請求人に対して「医療扶助が10割負担であり医療保険を利用した場合より返還額が過大になる」ということを説明した形跡はない。

審査請求人が費用返還に係る説明を受けたのは、処分庁の職員に対し、歯科の診療に係る相談を行った令和2年7月であり、説明を受けた審査請求人は、医療費負担を軽減するため、痛みを我慢して3か月以上歯科の受診を控え、保護廃止後に後期高齢者医療保険を利用して歯科治療を行った。

仮に、費用返還に係る説明が眼科の受診や手術の時点であれば、審査請求人は、歯科と同様に眼科の受診や手術を遅らせていた。

審査請求人は、医療扶助を受けた場合の不利益の内容の説明を受けず、その理解を欠いたがために、後期高齢者医療保険を利用して治療を受ける場合と比較して、著しく顕著な不利益を被ったことが明らかと言える。

したがって、本件処分は、審査請求人が後期高齢者医療等の被保険者であ

れば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が、令和2年9月15日に老齢基礎年金及び老齢厚生年金8,854,787円(以下「本件年金」という。)を遡及して受給したことから、同年4月から同年9月に処分庁が支給した保護費のうち1,256,313円について、資力がありながら保護を受けたことに該当するとして同月16日付けで法第63条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、保護受給後に眼科を受診し、手術を受けたが、保護の開始申請時点から同手術終了時点に至るまで、処分庁から費用返還に係る説明等はなく、仮に、審査請求人が眼科の受診・手術の時点で説明を受けていれば眼科の受診・手術を遅らせたのであり、医療扶助を受けた場合の不利益の内容の説明を受けず、その理解を欠いたがために、後期高齢者医療保険を利用して治療を受ける場合と比較して著しく顕著な不利益を被った旨主張する。

①令和2年4月30日に、審査請求人は、処分庁に対し、保護の開始申請を行ったこと、②同日、審査請求人は、処分庁からしおりの内容の説明を受け、しおりには、資力があるのに、生活保護を受けたときは、医療費等を含む保護費が返還の対象となることについて記載されていたこと、③同年6月29日に、処分庁は、審査請求人に対し、一時金の入金確認が取れば、保護廃止となることやそれまでに支払った医療費を含む保護費は全額返還になることを説明したことが認められる。

これらのことからすると、保護の開始に当たり、審査請求人は処分庁から医療費を含む生活保護費の返還について記載されたしおりの内容の説明を受けており、その後も、年金を遡及して受給した場合は、医療費を含む保護費は全額返還となる旨説明を受けていたことが認められ、仮に、保護受給中

に資力が発生した被保護者に法第63条に基づく返還義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまでは言えない。

そして、法第63条に基づく返還対象となる保護に要する費用には、生活扶助や住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているため、返還額に医療費10割分が含まれるのが相当であり、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、令和2年東京高裁判決を引用し、本件におけるあてはめを行い、本件処分は、審査請求人が後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱して違法であり、本件処分は取り消されるべきである旨主張する。

しかし、令和2年東京高裁判決に係る事案は、保護の決定に際し、法第63条の返還義務について保護受給者の理解を得ないまま職権で保護の決定が行われたもので、職権により保護を開始されたものではない本件とは事情を異にするものであり、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 法第63条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）13の6答（1）には、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

審査請求人の年金受給権発生年月日は、平成16年1月16日であり、保護開始日である令和2年4月30日以前から審査請求人には資力が発生していたことから、保護開始日から審査請求人の保護が廃止された同年9月15日までについては、資力がありながら保護を受けていたものであり、同期間に受給した保護費が返還対象となることが認められる。

処分庁は、審査請求人から令和2年9月15日に本件年金を遡及して受給した旨収入申告を受け、保護の開始日から保護の廃止日までに審査請求人に対し支給した扶助額の合算額である1,256,313円について返還対象としていることから、これらの判断に違法又は不当な点は認められない。

- (4) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）は、法第63条に基づく費用返還につ

いては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要なと保護の実施機関が認めた額と定めている。

本件においては、保護開始時等に、処分庁は、審査請求人に対し、年金を遡及して受給した場合は、医療費を含む保護費は全額返還となる旨説明していたことが認められるものの、自立更生のために要する費用について説明したかについては記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人は、年金を遡及して受給し、当該収入があったことを契機に保護から脱却しており、本件処分に至るまでの間において、審査請求人に自立更生が必要な事項について申立てがあったとは認められず、また、本件審査請求においても、審査請求人から自立更生に関する主張はなく、事件記録からも返還額の控除を行うべき事実を見いだすことはできない。

また、審査請求人は、本件年金を遡及して受給し、処分庁に対し、本件処分により返還した場合であっても、750万円を超える金員が手元に残ること等も勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であると見込まれ、本件処分は、審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。

これらのことからすると、処分庁が、本件処分において、保護の開始日から保護の廃止日までに支給した保護費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に誤りは認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年	1月26日	諮問書の受領
令和5年	1月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月10日 口頭意見陳述申立期限：2月10日
令和5年	2月3日	審査請求人の主張書面（令和5年1月31日付け）の受領
令和5年	2月9日	第1回審議

令和5年	3月	9日	第2回審議
令和5年	4月	13日	第3回審議
令和5年	5月	15日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を規定しており、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (3) 法第5条は、法の解釈及び運用を規定しており、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。
 なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。
- (6) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10問12は、「法第26条の規定により保護の（中略）廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」について、答として、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の（中略）廃止を行なう

こととなるが、保護を（中略）廃止すべき場合は、原則として、次によら
たい。」とし、保護を廃止すべき場合として2（1）及び（2）を示し、そ
のうち（2）は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨
時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が
継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の（中略）廃止
は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。（後略）」と記して
いる。

なお、課長通知は、処理基準である。

（7）平成24年課長通知1（1）は、法第63条返還の取扱いに係る返還対象
額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還
対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世
帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を
返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、「次に定める範囲」とし
て①から⑥を示し、そのうち⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が
保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世
帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当
該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要
することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入
があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過
去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額によ
り今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がな
い場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるよう
になった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないこ
とと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費全般に充てることを「自立更生」
に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記してい
る。

（8）問答集問13の6答（1）は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認
定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の資力の発生時
点の考え方について、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支
給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっ
ているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、
既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁
定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生してい
たものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法
第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこと
となる。このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があった日
を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもか

かわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。(後略)」と記している。

- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条は、「次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。」とし、次の各号として第1号及び第2号を規定し、第1号は、「後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者」と定めている。
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第51条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としなす。」とし、次の各号として第1号及び第2号を規定し、第1号は、「生活保護法(中略)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者」と定めている。
- (11) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めている。
- (12) 国民健康保険法第6条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(中略)の被保険者としなす。」とし、次の各号として第1号から第11号を規定し、第9号は、「生活保護法(中略)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年4月30日付けで、審査請求人は処分庁に対して保護の開始申請を行い、処分庁は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。
- (2) 令和2年4月30日、処分庁は、審査請求人に対してしおりにより制度について説明し、審査請求人から生活保護についての説明を受け、しおりを受け取った旨の確認書に署名押印を得た。

なお、しおりの15ページには、生活保護費の返還について、法第63条の規定の他、「本来、資力(生命保険、土地、家屋、交通事故の補償金、年金を受ける権利など)があるのに、緊急のためなどやむをえない理由で生活保護を受けたときは、生活保護費(医療費等も含む)をさかのぼって返していただくこととなります。(後略)」と記載されている。

また、処分庁は、令和2年4月30日の受付面接記録票に、困窮に至るまでの経緯として、審査請求人には、特に疾病はなく、年金を受給していない

旨を記録した。

(3) 令和2年5月8日、処分庁は、家庭訪問の際、審査請求人に対して年金事務所から年金加入記録を取得するよう伝えた。

(4) 令和2年6月2日、処分庁は、審査請求人に対して、B眼科の6月分医療券を発行し、同日後刻、B眼科から紹介を受けたとして、C眼科の医療券を発行した。

同月、審査請求人は、C眼科で白内障の手術を受けた。

なお、同月の審査請求人に対する医療扶助額は、694,530円であった。

(5) 令和2年6月25日、処分庁は、審査請求人から年金事務所が発行した被保険者記録照会回答票の提出を受け、審査請求人に対して速やかに年金の裁定請求手続を行うよう指示した。

なお、同日付けのケース記録票には、「厚生加入期間365月、企年280月であることが判明」と記載されている。

(6) 令和2年6月29日、処分庁は、審査請求人から年金の裁定請求手続を行い、同年10月頃に約700万円の一時金が支払われる旨の報告を受けたことから、審査請求人に対して一時金の入金を確認できれば、保護が廃止となり、これまで支給された医療費を含む保護費の全額が返還対象となる旨を説明した。

(7) 令和2年9月14日付けの制度共通年金見込額照会回答票には、審査請求人の年金受給権発生日が、平成16年1月16日であることが記載されている。

(8) 令和2年9月16日、処分庁は、審査請求人から収入申告書の提出を受け、同月15日付けで審査請求人に本件年金の入金があったことを確認した。

また、同日付けで、処分庁は、課長通知第10問12答2(2)に示される「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当するとし、審査請求人の保護を廃止した。

(9) 令和2年9月16日付けで、処分庁は、同年4月から同年9月に審査請求人に支給した保護費1,256,313円(うち医療扶助694,530円)の返還を求める本件処分を行った。

(10) 令和2年12月28日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の趣旨等について

ア 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を

一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。

その趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第1条参照）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品、すなわち自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。

そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである。

イ 法第63条の前記趣旨を踏まえ、費用返還決定を違法であるとして取り消した裁判例として、平成26年3月11日福岡地方裁判所判決（賃金と社会保障1615・1616号112頁）、平成29年2月1日東京地方裁判所判決（裁判所ウェブサイト）等がある。また、行政実務では、費用返還決定の取扱いについて、前記1（7）の平成24年課長通知や前記1（8）の間答集が参照されているが、これらは、法第63条の前記趣旨を踏まえて運用されなければならない。

（2）本件処分について

ア 本件の争点について

審査請求人は、保護受給後に眼科を受診し、手術を受けたが、保護の開始申請時点から同手術終了に至るまで、処分庁から費用返還に係る説明がなく、令和2年東京高裁判決に照らせば、本件処分は、審査請求人が後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失していると言え、裁量権の範囲を逸脱し違法である旨主張する。

以下、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又は濫

用したものと評価されるか否かについて、検討する。

イ 医療扶助の返還について

法第63条の「金額の範囲内」については、現物給付の場合は、これを金銭に換算して返還するものであると解されており（小山進次郎著『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和50年3月1日発行650頁）、法第63条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

また、生活保護制度は、保護の補足性の原則を定めた法第4条において、その利用し得る資産等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、急迫の場合や資力のあるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確定した際は、当該資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を求めるものである。

したがって、本件処分において医療費相当分、すなわち、医療扶助を含む保護費の返還を求めたことが、前記(1)アの法第63条の趣旨に照らして、直ちに妥当性を欠くとは言えない。

ウ 費用返還額の決定等について

(ア) 本件年金は、審査請求人が処分庁の指示に従い、年金加入記録を取得した上で、年金の裁定請求手続を行ったことで審査請求人に支払われたものであることから、前記1(5)の次官通知に示される「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当すると認められ、当該収入に係る法第63条に基づく費用返還については、平成24年課長通知及び問答集が参照される。

(イ) 法第63条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を規定している。また、前記1(8)の問答集には、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱う旨が示されている。

前記2(6)のとおり、審査請求人の年金受給権発生年月日は、平成16年1月16日であり、保護開始日である令和2年4月30日以前から審査請求人には資力が発生していたと言えることから、保護開始日から審査請求人の保護が廃止された同年9月15日までについては、資力がありながら保護を受けていたものであり、同期間に受給した保護費が返還対象となることが認められる。

上記のことから、令和2年9月15日に審査請求人から本件年金を遡及

して受給した旨収入申告を受け、保護の開始日から保護の廃止日までに審査請求人に対し支給した扶助額の合算額である1,256,313円について返還対象とした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

(ウ) 審査請求人の保護は、前記1(6)の課長通知に該当するとして、本件年金を受領した日で廃止されていることから、本件については、前記1(7)の平成24年課長通知1(1)⑥が妥当し、⑥によれば、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。」が返還額から自立更生費として控除され得る。

本件において、審査請求人は、本件年金を受領し、当該収入を契機に保護から脱却していることが認められる。また、本件年金(8,854,787円)から本件処分による返還対象額(1,256,313円)を差し引いた場合であっても、750万円を超える額が審査請求人の手元に残ることとなる。さらに、審査請求人が、自立更生が必要な事項等について主張していないことに鑑みても、本件処分において、返還額の控除を行うべき事実を見いだすことはできず、処分庁が、本件処分において、保護の開始日から保護の廃止日までに支給した保護費の全額を返還額としたことが前記(1)アの法第63条の趣旨に照らして、直ちに妥当性を欠くとは言えない。

エ 令和2年東京高裁判決について

令和2年東京高裁判決は、資力を有している者に対する保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、被保護者が著しい経済的不利益を被ることになるのに、この点について説明や理解のないまま、保護の決定が職権で行われ、後期高齢者医療等の被保険者から除外された事案において、保護費を一時的に利用したという便益に到底見合わない経済的不利益を強いられることとなれば、実質的には利便の提供と評価することはできず、法がこうした事態を、不利益の内容につき十分な説明をし、その理解を得ることのないままに保護の決定が行われたような場合にも容認しているものと解することはできない旨判示したものである。

まず、本件は、資力を有する者について職権で保護が開始されたものではない。

次に、前記2に基づき本件をみると、しおりには医療費を含む保護の返還について記載されており、処分庁は、保護の開始申請があった令和2年4月30日に審査請求人に対して、しおりの内容の説明を行っていることが認められる。また、処分庁は、審査請求人に対して、同年5月8日に年金加入記録の取得を促し、同年6月25日に年金の裁定請求手続の指示を行っていたことが認められる。さらに、処分庁は、審査請求人に対して、同月29日に

一時金の入金が確認できれば、保護が廃止となり、これまでに支給された医療費を含む保護費は全額返還になることを説明したことが認められる。

上記のことから、本件は、令和2年東京高裁判決とは事案を異にするものであると言え、本件処分において、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分は、令和2年東京高裁判決に照らして著しく衡平を失するとした審査請求人の主張は採用できない。

オ まとめ

以上述べたところにより、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価するに至らない。

(3) 結論

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本審査会の前記判断を左右するものではないが、以下、付言する。

生活保護世帯については、保護を停止されている世帯を除き、後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者となることはできない(第5の1(9)から(12)まで参照)。

また、国民健康保険制度から保護受給者が適用除外となった理由の一つには、市町村の財政負担の増加や国民健康保険と生活保護の併給に伴う診療報酬請求事務の複雑性の解除が挙げられている(島崎謙治著『日本の医療 制度と政策[増補改訂版]』一般財団法人東京大学出版会令和2年4月24日発行71頁)。

上記のとおり、医療保険制度と生活保護制度は、複雑に並立しており、保護受給者や保護の開始申請を行う者にとっては分かりづらい制度となっている。

処分庁は、保護の開始や費用返還決定に当たっては、各制度との関係にも注意を払い、保護受給者等が的確な判断ができるよう、生活保護制度について丁寧に説明し理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲